

防犯カメラの設置及び運用に関する

ガイドライン



平成20年7月



第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

県内では、商業施設や金融機関、駐車場等の防犯対策の一環として、防犯カメラが自主的に設置され、普及が進んでいます。また、防犯カメラの映像が事件解決に寄与する事例もあり、防犯カメラの設置が犯罪の防止に有用であると多くの方々に認識されています。

しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。

長崎県では、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯指針」で、防犯カメラは犯罪防止に有用な設備の一つであることをお示ししていますが、このたび、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の要件を満たすカメラをこのガイドラインの対象としています。

○不特定多数の人を撮影するカメラ

- ・「道路」「公園・広場」「駐車場」
 - ・「商店街・繁華街」
 - ・「空港ターミナル」「鉄道駅」「バスターミナル」
 - ・「金融機関」「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
 - ・「劇場・映画館」「スポーツ・レジャー施設」「ホテル・旅館」
- 等の場所を撮影範囲とするもの。

○犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

施設の利用状況の把握や防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象としています。

○録画装置（ビデオ、DVDレコーダー等）を備えるカメラ

犯罪の抑止効果を期待するためには、犯罪の解決に資するシステムであることも大切です。
※上記の要件をすべて満たさないカメラ（例えば、施設管理用のカメラや録画装置を備えていないカメラ）であっても、不特定多数の人を撮影している場合は、プライバシーを侵害する恐れがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮することが必要です。

3 防犯カメラに記録された個人の画像

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

事業者が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うことが必要です。



第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること、設置者の名称を表示することとします。

犯罪を抑止する効果を高めるため、及びプライバシー保護の観点から必要です。

4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせます。

5 設置者等の責務

防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。

- (1) 撮影された画像を適正に管理すること
- (2) 撮影された画像の提供を制限すること
- (3) 苦情に対して適切に対応すること
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所への許可した者以外の立入り禁止、施錠など、施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じます。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工はしないようにします。また、ビデオテープやDVD等の録画媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送は禁止します。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（目安として概ね1か月）とします。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。
※県が実施したアンケート調査によると、画像の保存期間は「1か月未満」と設定している事業者が多くなっています。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をするようにします。
- (5) 録画媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法等を記録しておきます。

7 撮影された画像の提供の制限

県民のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供することを禁止します。ただし、次の場合はできるものとします。

○法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

○人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

○捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査などがあります。

画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行います。

また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録しておきます。

8 保守点検等

防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。



9 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応します。
あらかじめ、苦情対応担当者の指定や対応要領を定めておく必要があります。

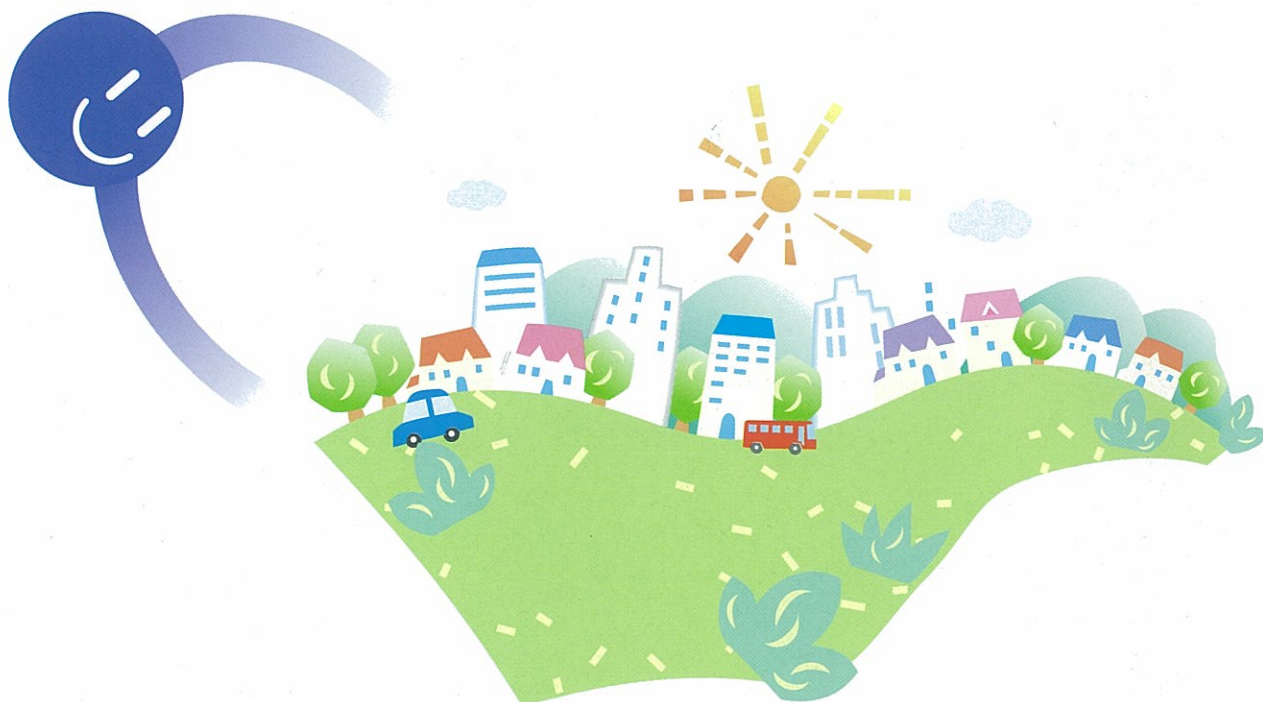
10 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

第3 運用規程を作りましょう

このガイドラインは、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、配慮していただきたい最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラを設置し、または設置しようとしている皆さんは、管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせた管理・運用規程を作りましょう。作成に当たっては、次ページ以降の例を参考にしてください。また、規程の内容は取扱者全員に徹底させることが必要です。



防犯カメラ設置運用要領(参考例)

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- (4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。
※又は「管理責任者が指定したものとする。」
- (5) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - ア 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用の防止のための必要な措置に関すること
 - イ 操作取扱者に対する指導、監督に関すること
 - ウ その他画像の適正な取扱いに関すること

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。
※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。(配置図省略)
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。
※別例1(表示例)参照
※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、〇〇室とし、録画媒体は保管庫に施錠して保管する。原則として、画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね取り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合(裁判所が発する令状、捜査機関からの照会、弁護士会からの照会に基づく場合など)
- (2) 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合(行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など)
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合(警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査など)
画像の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。
※別例2(様式例)参照

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、〇か月ごとに保守点検を行うものとする。

8 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

別例1 (様式例)



別例2 (様式例)

画像提供記録書

提供日時	平成	年	月	日	時	分
画像提供先	機関等 (所属)					
	職・氏名					
	連絡先					
提供理由						
画像内容 (撮影範囲・録画期間等)						
その他 (返却予定等)						

取扱者氏名

長崎県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成20年7月発行

長崎県県民生活部県民安全課
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号
TEL.095-895-2316
FAX.095-895-2564
E-mail s03070@pref.nagasaki.lg.jp